

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号、第八条第二項第二号、第十条第一項、第二十八条第二項ただし書、同条第三項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第三十五条の三（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第九十条及び第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「類するもの」の下に「（以下この号において「軒等」という。）」を、「突き出たもの」の下に「（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、工場又は倉庫の用途に供する建築物において専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のために設ける軒等でその端と敷地境界線との間の敷地の部分に有効な空地が確保されていることその他の理由により安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定める軒等（以下この号において「特例軒等」という。）のうち当該中心線から突き出た距離が水平距離一メートル以上五メートル未満のものであるものを除く。）」を、「後

退した線」の下に「（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、特例軒等のうち当該中心線から水平距離五メートル以上突き出たものにあつては、その端から水平距離五メートル以内で当該特例軒等の構造に応じて国土交通大臣が定める距離後退した線）」を加え、同号ただし書中「については、その端」を「については、当該建築物又はその部分の端」に改める。

第十三条の三第二項及び第十四条の二第二号中「五以上」を「三以上」に、「千平方メートル」を「二百平方メートル」に改める。

第二十条の二中「場合を含む。」の下に「以下この条及び」を、「」の政令で定める」の下に「法第二十条第三項に規定する」を加え、「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条第一号イ中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同号イ(1)中「有効断面積は」を「有効断面積（平方メートルで表した面積とする。）が」に、「数値以上とする」を「必要有効断面積以上である」に、「排気筒の有効断面積（」を「必要有効断面積（」に改め、同号イ(2)中「有効開口面積は」を「有効開口面積（平方メートルで表した面積とする。）が」に、「に規定する排気筒の有効断面積以上とする」を「の式によつて計算した必要有効断面積以上である」に改め、同号イ(3)中「定める」を「掲げる」に、「構造とする」を「ものである」に改め、同

号口中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「次に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同号ロ(1)中「有効換気量は」を「有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。(2)において同じ。）が」に、「数値以上とする」を「必要有効換気量以上である」に、「有効換気量（」を「必要有効換気量（」に改め、同号ロ(2)中「その他の建築物の部分」を削り、「有効換気量は」を「有効換気量が」に、「について必要な有効換気量」を「の必要有効換気量」に、「とする」を「である」に改め、同号ロ(3)中「定める」を「掲げる」に、「構造とする」を「ものである」に改め、同号ハ中「構造と」を「ものと」に改め、同号ニ中「の設備」を「の換気設備」に改め、同号ニ(1)中「百万分の十」を「百万分の六」に改め、同号ニ(2)中「から」を「には、」に改め、「雨水」の下に「の浸入」を加え、「が入らないものである」を「の侵入を防ぐための設備を設ける」に改め、同号ニ(4)中「(一)及び(四)から(六)までに掲げる基準」を「(一)の項及び(四)の項から(六)の項までの中欄に掲げる事項がそれぞれ同表の下欄に掲げる基準」に改め、同条第二号中「その他の建築物の部分」を削り、「」及び「」を「」又は「」に改め、「空気調和設備」の下に「にあつては、これら」を加え、「監視は、」を「監視を中央管理室（」に、「（以下「中央管理室」という）」を「をいう。以下同じ」に改める。

第一百七十七条第一号中「に掲げる建築物」を「の上欄に掲げる建築物」に、「当該部分」を「当該各部分」に、「それぞれ次の表」を「同表の下欄に掲げる当該部分の存する階の区分に応じそれぞれ同欄」に改め、同号の表を次のように改める。

床	柱	壁		建築物の部分				時
		外壁 (耐力壁に限る。)	間仕切壁 (耐力壁に限る。)					
一時間	一時間	一時間	一時間	四以内の階	が二以上で 九以内の階	が十以上で 十四以内の 階	が十五以上 十九以内 の階	最上階及び 最上階から 数えた階数
一・五時間	一・五時間	一・五時間	一・五時間		が二以上で 九以内の階	が十以上で 十四以内の 階	が十五以上 十九以内 の階	最上階から 数えた階数
二時間	二時間	二時間	二時間		が二以上で 九以内の階	が十以上で 十四以内の 階	が十五以上 十九以内 の階	最上階から 数えた階数
二時間	二・五時間	二時間	二時間		が二以上で 九以内の階	が十以上で 十四以内の 階	が十五以上 十九以内 の階	最上階から 数えた階数
二時間	三時間	二時間	二時間		が二以上で 九以内の階	が十以上で 十四以内の 階	が十五以上 十九以内 の階	最上階から 数えた階数

はり	一時間			一・五時間	二時間	二・五時間	三時間
	屋根			三十分間			
階段	三十分間						
備考	<p>一 第二条第一項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の当該屋上部分は、この表の適用については、建築物の最上階に含まれるものとする。</p> <p>二 この表における階数の算定については、第二条第一項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、全て算入するものとする。</p>						

第一百七条第二号中「壁及びび」を「前号に掲げるもののほか、壁及びび」に改め、同条第三号中「外壁及びび」を「前二号に掲げるもののほか、外壁及びび」に、「き裂」を「亀裂」に改める。

第百十一条第一項中「の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離並びに」を「からの避難の用に供する廊下その他の通路の構造並びに消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及びび」に改める。

第二百二十条第一項中「居室の各部分」を「次の表の上欄に掲げる居室の種類の区分に応じ当該各居室」

に、「次の表の」を「同表の中欄又は下欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる」に改め、同項の表中「上欄に掲げる場合以外の」を「その他の」に改め、同表の(一)の項中「有しない居室」の下に「(当該居室の床面積、当該居室からの避難の用に供する廊下その他の通路の構造並びに消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び警報設備の設置の状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除く。)」を加え、同表の(三)の項中「(一)又は(二)」を「(一)の項又は(二)の項」に改める。

第二百二十九条の二の五第一項第六号中「雨水」の下に「の浸入」を、「もの」の下に「の侵入」を加え、「する」を「設ける」に改め、同条第二項第三号中「外気取り入れ口」を「外気取入口」に改め、「雨水」の下に「の浸入」を、「もの」の下に「の侵入」を加え、「する」を「設ける」に改め、同条第三項中「空気調和設備」の下に「の構造」を加え、「に定める構造とするほか、国土交通大臣が」を「の規定によるほか、」に、「各項の上欄」を「中欄」に、「おおむね当該各項」を「それぞれおおむね同表」に、「供給する」を「供給(排出を含む。)」をする」に、「ない構造」を「ないもの」に改め、同項の表の(一)の項中「以下」の下に「であること。」を加え、同表の(二)の項中「百万分の十以下」を「百万分の六以下であるこ

と。」に改め、同表の(三)の項中「以下」の下に「であること。」を加え、同表の(四)の項中「十七度」を「十八度」に改め、「以下」の下に「であること。」を、「しない」の下に「ものである」を加え、同表の(五)の項及び(六)の項中「以下」の下に「であること。」を加え、同表中

この表の各項の下欄に掲げる基準を測定方法は、国土交通省令で定める。

適用する場合における当該各項の上欄に掲げる事項についての

を削る。

第二百五十条中「第十四条の二に規定する建築物」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

社会経済情勢の変化に鑑み、建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積の算定方法並びに建築物の防火及び避難に関する規制の合理化を図るとともに、建築物の維持保全に関する計画の作成等を要する建築物の範囲を拡大する等の必要があるからである。